

大阪府PTA協議会

会 則

諸 規 程

令和6(2024)年度版

項目

○ 大阪府PTA協議会 会則	1
○ 大阪府PTA協議会 災害時等基金規程	8
○ 大阪府PTA安全会 規約	11
(大阪府PTA活動補償制度規約)	
○ 大阪府PTA総合保険会 規約	16
(大阪府PTA総合保障制度規約)	
○ 大阪府PTA協議会 表彰規程	
大阪府PTA協議会 役員等の慶弔規程	
大阪府PTA協議会 役員等の旅費規程	21
○ 大阪府PTA協議会 活動活性化助成事業要領	25
○ 大阪府PTA協議会 個人情報取扱規則	39
○ 大阪府PTA協議会	
後援名義使用承認に関する規程	43

大阪府 P T A 協議会 会則

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は、大阪府P T A協議会と称する。
- 第2条 本会を次の所在地に置く。大阪市都島区片町2-2-40大発ビル301。
- 第3条 本会は、本会の目的及び方針に賛同する府内の市町村P T A協議会で構成される。
- 2 本会は、目的を同じくする公益社団法人日本P T A全国協議会及び近畿ブロックP T A協議会に加盟することができる。

第 2 章 目的及び事業

- 第4条 本会の目的を次のように定める。
- (1) P T A相互の連携を密にし、その健全な発展を図る。
 - (2) 家庭生活及び社会生活の向上と、よりよき教育的環境の醸成に努める。
 - (3) 教育の振興と児童青少年の福祉増進に協力する。
 - (4) 子どもの安全に係わる取り組みを進めるとともに、その健全育成を図る。
- 第5条 本会は、次の方針に基づいて活動する。
- (1) 非営利的、非宗教的、非政党的である。
 - (2) 社会教育団体として自主独立し、他の団体から支配、統制又は、干渉を受けない。
 - (3) 教育行政に不当に関与しない。
 - (4) 児童青少年の教育と福祉のために活動する団体及び機関と協力する。
 - (5) 地区P T A協議会、市町村P T A協議会及び単位P T Aの自主活動を尊重する。
 - (6) 公益社団法人日本P T A全国協議会及び近畿ブロックP T A協議会と必要な連携を図る。
- 2 本会及び本会の役員は、その名において、営利的、宗教的、政党的な団体及び事業に關係をもつことも、それらの職務の候補者を推薦することもできない。
- 第6条 本会は、本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 社会教育、家庭教育及びP T A活動の質的向上に資する研究大会、講演会、研修会等の開催。
 - (2) 社会教育、家庭教育及びP T A活動に関する調査研究。
 - (3) 児童青少年の健全育成及び福祉増進に資する資料の収集及び情報の提供、広報活動。
 - (4) 社会教育、家庭教育及びP T A活動に関する図書・資料の刊行。
 - (5) 本会の目的に沿い顕著な業績をあげたP T Aその他の顕彰。
 - (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 会 員

- 第7条 本会の会員は、本会を構成する市町村P T Aに属する単位P T Aの会員をいう。
- 第8条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
- 2 会員は本会の運営に関し、所属市町村P T Aの代議員を通じて意見を述べ、さらに回答を求めることができる。
- 3 会員は本会の目的達成に努力するとともに、所属市町村P T Aを通じて、第10章第35条第2項に定める分担会費を納めなければならない。

第 4 章 代 議 員

- 第9条 各市町村P T A協議会は、2名の代議員を選出し、5月31日までに会長に報告する。
- 第10条 代議員は、総会に出席し、本会の重要事項の審議にあたる。
- 第11条 代議員の任期は、6月1日から翌年5月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
ただし、後任者が決定するまでは、引き続きその職務を行うものとする。
- 第12条 代議員に欠員が生じた場合は、第9条の規定に準じて補充する。
ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第 5 章 地区 P T A 協議会

第13条 本会の地区 P T A 協議会は、次の表に掲げるとおりとする。

地区 P T A 協議会の名称	所属する市町村
(1) 豊能地区	豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町
(2) 三島地区	吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町
(3) 北河内地区	守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、大東市、四條畷市、交野市
(4) 中河内地区	東大阪市、八尾市、柏原市、
(5) 南河内地区	松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
(6) 泉北・堺地区	和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町、堺市
(7) 泉南地区	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

第14条 地区 P T A 協議会代表者 2名を選出する。

2 本会に加盟する各地区 P T A 協議会は、15条第1項第2号から5号までに規定する役員の候補者として、以下の要件のもとにそれぞれ2名を選出する。

- (1)当該地区 P T A 協議会の会員であること。
- (2)市町村 P T A 協議会選出の代議員ではないこと。

第 6 章 役 員

第15条 本会の役員は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|------|
| (1)会長 | 1名 |
| (2)副会長 兼 会長代行 | 2名 |
| (3)副会長 兼 書記 | 1名 |
| (4)副会長 兼 会計 | 1名 |
| (5)副会長 | 1名以内 |
| (6)理 事 | 5名以内 |

2 会長代行、書記及び会計は、各地区 P T A 協議会の輪番により選出する。ただし、兼職については役員会で確認・決定する。輪番については附則の「地区 P T A 協議会輪番表」に基づくものとする。

3 会長に上記四役を加えて、五役会を構成する。

4 理事は、大阪府 P T A 協議会の役員経験者の中から、会長が選出し、役員会で承認を得て、総会に報告する。

第16条 役員候補者の資格審査及び選考に関する一切の事務を処理するため、指名委員会を置く。

2 指名委員会は、副会長の中より選出された原則各地区 1名ずつ計 7名の指名委員で構成される。

3 指名委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を定める。

4 指名委員会は、前条第1項第1号に定める会長の候補者を原則として前年度役員の中から選出し、総会に報告して承認を得るものとする。ただし、指名委員は会長の候補者になることはできない。

5 指名委員会は、前条第1項第2号から第5号に掲げる役員の候補者を第14条により選出されたものの中から指名し、総会に報告して承認を得る。ただし、原則として指名委員は候補者になることはできない。

第17条 役員の任期は、1年間とする。ただし、選任された翌年の総会において後任者が選任されたときは、その総会が終了したときをもってその任期は終了する。

2 役員は、再任されることがある。ただし、公益社団法人日本P T A全国協議会及び近畿ブロックP T A協議会の役員に選任及び再任された場合を除き、会長及び理事は3年を限度とする。

3 役員は、就任時、子どもが府内公立小・中学校に在籍しているものとする。

第18条 会長に欠員が生じた場合は、役員会において第15条第2号から第6号に掲げる役員の中から選出する。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

2 第15条第2号から第5号に掲げる役員に欠員が生じた場合は、当該地区P T A協議会からこれを補充する。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

第19条 会長の任務は、次のとおりとする。

(1)外部に対して、本会を代表する。

(2)本会の各種会議等を召集し、役員会の議長を務める。

(3)役員に事故が生じた場合、役員会の承認を得て、臨時にその代行者を決定する。

(4)総会の承認を得て、参事を委嘱する。

(5)役員会の承認を得て、事務局職員を任命する。

2 会長は、その職務の一部を、副会長に委任することができる。

第20条 副会長の任務は、次のとおりとする。

(1)会長代行は会長を補佐し、会長不在の場合にその代理を務める。また、総会の議長を務める。また、会長代行は、広く家庭教育や社会教育の実践者の立場から本会の運営に参画する。

(2)書記担当副会長は、総会及び役員会の記録の作成及び保管並びに事業報告及び計画原案の作成その他本会の庶務を担当する。

(3)会計担当副会長は、予算及び決算原案の作成その他本会の会計事務をつかさどる。

(4)会計監査委員を除く各委員会の委員長又は副委員長を務める。

(5)第15条第2号から第5号に規定する副会長は、会長の命に従って会長の業務を補佐する。

第21条 理事の任務は、副会長と同じ権限を有し、充て職等従事する。

第 7 章 顧 間

第22条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、幼稚園、小学校及び中学校の教職員代表とする。

3 顧問は、役員会の承認を経て、会長が委嘱する。

4 顧問は、重要な会務について会長に意見を述べる。

5 顧問の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第22条の2 本会に特別顧問をおくことができる。

2 特別顧問は、役員経験者の中から、5名以内を選出することができる。

3 特別顧問は、会長が選出し、役員会の承認を経て、総会に報告する。

4 特別顧問は、総会並びに役員会に陪席し、会長の求めに応じて意見を述べることができる。

5 特別顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、理事経験を含め3年を限度とする。

第 8 章 会 議

第23条 本会の目的を達成するために、総会及び役員会を開催する。

第24条 総会は、本会の最高議決機関であって、次の事項を審議する。

(1)本会運営の基本方針

(2)予算及び決算に関する事項

(3)役員の承認に関する事項

(4)会則の改正に関する事項

(5)その他重要事項

2 総会は、その権限に属する事項の一部を役員会に委任することができる。

第25条 総会は、代議員及び役員で構成される。

2 総会は、その構成員の2分の1以上の出席によって成立する（委任状を含む）。

3 議決には、特に規程のある場合を除いて出席者の過半数の同意を要する。

第26条 総会は、年1回以上開催する。

2 総会は、事前に審議事項を示して、会長が招集する。

3 総会は、会長が必要と認めたとき、及びその構成員の5分の1以上から会議の目的とする事項を示して要求があったとき開催する。

4 役員会において、客観的かつ合理的に総会開催が困難であると判断された場合には、書面決議をもって総会の代わりとすることができる。

第27条 役員会は、総会決議事項の議案を決定し、総会決議事項以外の本会の組織運営に関する事項について審議・決定する。

2 会務運営にあたっては、必要に応じて役員会の下に実行委員会及び部会等を設置する。

3 会長は、実行委員会及び部会等において、経験知識を有するものを特別委員として委嘱することができる。

4 特別委員の選出については、役員会で承認を受けなければならない。

第28条 役員会は、会長及び副会長・理事で構成される。

2 役員会は、その構成員の2分の1以上の出席によって成立する。

3 議決には、出席者の過半数の同意を要する。

第 9 章 委 員 会

第29条 本会の活動に必要な事項について調査、研究、立案、実施するために、役員会の決議により必要な委員会を置くことができる。

第30条 委員会の委員長及び副委員長は、役員会において決定する。

2 委員の任期は6月1日から翌年5月31日までの1年間とし、再任を妨げない。

第31条 委員会名および委員会の中心議題は、役員会において決定する。

第32条 委員会の数および人数は、役員会において決定する。

第33条 委員は各市町村のPTA協議会から選出された委員で構成される。

第 10 章 会計及び会計監査

第34条 本会の経費は、分担会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第35条 各地区PTA協議会に所属する各市町村PTAは、次項に定める分担会費を納めなければならない。

2 各市町村PTA協議会が納入する分担会費の年額は、当該市町村の園児、市立高校生、市立特別支援学校（大阪市を除く）在籍児童・生徒数に15円を乗じた額と児童・生徒数に25円を乗じた額に、当該市町村の単位PTA数に500円を乗じた額を加えた額とする。

3 園児・児童・生徒数は、5月1日現在のものとする。

第36条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第37条 本会の会計を監査するため、会計監査委員2名を置く。

2 会計監査委員の選出・補充等については、役員の任期に準じる。

3 会計監査委員は、本会の代議員及び役員を兼ねることはできない。

第38条 会計監査委員は、当該年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第39条 会計監査委員の任期は、役員の任期に準じる。

第 11 章 事 務 局

第40条 本会の事務を処理するため、事務局に職員を置く。

2 事務局職員の雇用については、会計年度末までにその雇用条件等を明示して五役会との協議を経て役員会の承認を受けるものとする。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 参 事

第41条 会長は、総会の承認を得て、参事を委嘱する。

2 参事は、各市町村1名とする。

第42条 参事は、会長の求めに応じて、本会の会務に関して助言する。

第 13 章 近畿ブロック P T A 協議会への代表

第43条 本会は、第5条第1項第6号の趣旨に基づき、近畿ブロック P T A 協議会の理事2名及び代表委員3名を本条第2項及び第3項の規定により選出する。

2 理事には本会の会長を含む2名を充てる。

3 代表委員の3名は本会の役員の中から選出する。

第44条 前条に定めるもののほか、近畿ブロック P T A 協議会に対する本会の代表について協議すべきことが生じた場合には、会長が議題を上程し役員会で協議・決定する。

第 14 章 改 正

第45条 本会則は、総会において、出席者の3分の2以上の賛同を得て改正することができる。ただし、改正案は、総会の10日前までに代議員に通知されなければならない。

第46条 大阪府を対象とした「緊急事態宣言」が発令されるか、大阪府が「緊急事態措置」を講じた場合、もしくは大阪府下の市町村が「災害救助法」の対象になった場合等は、役員会にて協議、承認されることを前提に、この会則に縛られることなく緊急的措置を実施することができる。

附 則

昭和44年9月10日以前は不明

- | | |
|--|---------------------------|
| 1. 昭和44年9月10日一部改正。 | 2. 昭和45年3月1日一部改正。 |
| 3. 昭和47年3月13日一部改正。 | 4. 昭和50年8月31日一部改正。 |
| 5. 昭和51年6月1日一部改正。 | 6. 昭和56年7月29日表彰規程決定と一部改正。 |
| 7. 昭和58年7月29日表彰規程別表1改正。 | 8. 昭和59年6月1日一部改正。 |
| 9. 昭和61年6月13日一部改正 | |
| 10. 昭和61年6月1日から会費「年額12円」から、「年額15円」に改正。 | |
| 11. 平成4年6月1日から会費「年額15円」から「年額20円」とし、平成5年6月1日から「年額25円」とする。 | |
| 12. 平成7年6月1日一部改正。 | |
| 13. 第11条で「原則として男女1名ずつ」の“原則として”を追加し、平成10年6月18日から施行する。 | |
| 14. 平成11年6月17日大幅改正。 | 15. 平成14年6月14日一部改正。 |
| 16. 平成16年6月11日大幅改正。 | 17. 平成16年10月27日一部改正。 |
| 18. 平成17年6月13日一部改正。 | 19. 平成18年6月12日一部改正。 |
| 20. 平成20年6月11日一部改正。 | 21. 平成21年6月16日一部改正。 |
| 22. 平成25年6月15日一部改正。 | 23. 平成26年6月14日一部改正。 |
| 24. 平成28年6月18日一部改正。(この改正は、平成27年6月20日から施行する。) | |
| 25. 平成30年6月16日一部改正。 | 26. 令和2年2月1日一部改正。 |
| 27. 令和2年8月8日一部改正。 | 28. 令和5年6月17日一部改正。 |

附則

* 地区 P T A 協議会輪番表 令和 6 (2024) 年

役職名		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
副会長兼	会長代行	泉北・堺市	泉南	豊能	三島	北河内	中河内	南河内
副会長兼	会長代行	南河内	泉北・堺市	泉南	豊能	三島	北河内	中河内
副会長兼	書記	泉南	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	泉北・堺市
副会長兼	会計	泉北・堺市	泉南	豊能	三島	北河内	中河内	南河内
副会長		豊能	三島	北河内	中河内	南河内	泉北・堺市	泉南
副会長		豊能	三島	北河内	中河内	南河内	泉北・堺市	泉南
副会長		北河内	中河内	南河内	泉北・堺市	泉南	豊能	三島
副会長		北河内	中河内	南河内	泉北・堺市	泉南	豊能	三島
副会長		中河内	南河内	泉北・堺市	泉南	豊能	三島	北河内
副会長		中河内	南河内	泉北・堺市	泉南	豊能	三島	北河内
副会長		南河内	泉北・堺市	泉南	豊能	三島	北河内	中河内
副会長		泉南	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	泉北・堺市
副会長		三島	北河内	中河内	南河内	泉北・堺市	泉南	豊能
副会長		三島	北河内	中河内	南河内	泉北・堺市	泉南	豊能
会計監査		中河内	南河内	泉北・堺市	泉南	豊能	三島	北河内
会計監査		豊能	三島	北河内	中河内	南河内	泉北・堺市	泉南

大阪府 P T A 協議会 災害時等基金規程

大阪府 P T A 協議会災害時等基金規程

(前文)

平成 10 年 4 月に創設した「園児・児童・生徒総合保障制度」により、大阪府 P T A 協議会が引受保険会社から制度上受領する「集金事務費」を積み立て、相互扶助の精神の下、主に大阪府 P T A 協議会会員並びに全国各都道府県及び各政令指定都市の P T A 協議会会員が災害等に罹災した際の支援資金等として活用することを目的として、「災害時等基金」を創設する。本基金は、「園児・児童・生徒総合保障制度」に任意加入した個々の P T A 会員がもたらす資金から構成されるものであり、その用途は明確でなければならず、併せて大阪府 P T A 協議会が厳格適正な運営と管理を行う必要があることから、ここに「災害時等基金規程」を定める。

第 1 条（目的）

本基金は相互扶助の精神の下、主に大阪府 P T A 協議会会員並びに全国各都道府県及び各政令指定都市の P T A 協議会会員が災害に罹災した際の支援資金として活用し、その他役員会が特に必要と認め総会の賛同を得た大阪府 P T A 協議会の活動に充当することを目的とする。

第 2 条（名称）

本基金は、「大阪府 P T A 協議会災害時等基金」と称する。

第 3 条（機関）

本基金を厳正且つ円滑に運営するために、大阪府 P T A 協議会役員会がこれを管轄する。

第 4 条（時期）

本基金は、引受保険会社から最初の「集金事務費」を受領した時点で創設する。創設以降、中断すべき特段の事情があると役員会が判断しない限り毎年基金を積み立てる。

第 5 条（基金原資）

本基金は、その原資の明瞭性を確保するため、「園児・児童・生徒総合保障制度」により発生する「集金事務費」のみを基金原資とする。

第 6 条（運用）

本基金の運営は、安全性が不可欠であることから、大手都銀への預金を原則とし、その詳細は、役員会で決定する。

- 2 前項で運用した基金原資に利子等の収入がある場合は、第 5 条の定めに拘らず、これを基金原資に組み入れることとし、利子等の払い出しは原則としてこれを行わない。
- 3 前項に拘らず、利子等の払い出しを行う時は、役員会の承認を得るものとする。

第 7 条（基金の支出事由）

本基金の支出は、次の何れかの要件を満たした場合にこれを行う。

- (1) 大阪府 P T A 協議会会員並びに全国各都道府県及び政令指定都市の P T A 協議会会員が災害等に罹災し、何等かの支援が必要と役員会が認めた時。
- (2) 大阪府並びに全国各地に災害等が発生し、何等かの支援が必要と役員会が認めた時。

(3)その他不時の支払を余儀なくされ、役員会が特に必要と認めた大阪府 P T A 協議会の活動で、総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛同が得られた時。

(4)本規程の「災害時」とは、少なくとも単位 P T A の活動に相当程度の影響を及ぼす火災・風・水・雪災・震災・不慮の事故等をいう。

第 8 条（支出額）

本基金の支出額基準は定めず、前条の支出事由の発生の都度、役員会で基金残高及び支出事由の輕重・必要性等を総合的に勘案して支出額を決定する。

第 9 条（支出対象）

本基金は、P T A 会員個人を対象としたものでなく、あくまでも大阪府内の単位 P T A ・市町村 P T A 協議会・地区 P T A 協議会、並びに全国各都道府県及び政令指定都市の P T A 協議会を対象として支出するものとする。

第 10 条（収支報告）

本基金の収支報告は、役員会に付議したのち、毎年の定時総会にて、前年度会長から「収支報告書」により公示するものとする。

2 「収支報告書」は、会計監査委員の監査を受けなければならない。

3 「収支報告書」には、会長・会計監査委員の署名捺印を要する。

第 11 条（不祥事の連帶責任）

本基金に係る不祥事が発生した場合は、全役員が連帶して責任を負うものとする。

第 12 条（その他）

本規程の定めのない事項については、役員会の議決を要する。また、本規程の改廃は、役員会の議決を経て、総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛同を得て行う。

2 前項で規程を改廃する場合は、改廃規程を直ちに作成することを要する。

第 13 条（施行日）

本規程は、平成 11 年 6 月の定時総会の議決により施行するものとする。

大阪府 P T A 安全会規約
(大阪府 P T A 活動補償制度規約)

大阪府 P T A 安全会による
収益の取扱いについての
規程

大阪府 P T A 安全会規約

(大阪府 P T A 活動補償制度規約)

(名称)

第1条 本会は、大阪府 P T A 安全会と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を大阪市都島区片町2丁目2番40号 大発ビル301号に置く。

(目的)

第3条 本会は、大阪府 P T A 協議会会則第6条第1項第6号の趣旨に基づき、 P T A 活動が円滑に運営されかつ、健全に発展するために、 P T A 活動に伴う傷害補償及び損害賠償等の対策を講ずることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 傷害補償及び損害賠償制度の企画、審議及び運営事務
- (2) その他本会の目的達成のために必要な事業

(加入資格)

第5条 本会の加入資格を、大阪府 P T A 協議会（以下「府P」という。）に所属する単位 P T A とする。

(常任委員)

第6条 本会の常任委員は、府Pの役員がこれを兼ねる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長 1名
副会長 1名
会計 1名

- 2 前項に定める役員は、常任委員の互選とする。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は会計事務を掌り監査を受け、府P総会及び常任委員会において決算を報告する。

(会議)

- 第9条 本会の最高決定機関は、常任委員会とする。
- 2 会長は、会長が必要と判断したとき又は常任委員の5分の1以上の者から要求があったときは、すみやかに常任委員会を招集しなければならない。
 - 3 常任委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
 - 4 常任委員会は、会長が議長を務める。
 - 5 議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

(会計及び会計監査)

- 第10条 本会の必要経費は、単位PTAが納入する安全会費をもってこれに充てるものとする。
- 2 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - 3 会計監査は、府Pの会計監査委員をもって充てる。
 - 4 会計監査は、会計の帳簿及び書類を閲覧し監査する。
 - 5 会計監査の実施時期については、会計年度終了後5月末までに行うものとする。

(事故処理委員会)

- 第11条 損害賠償事故の事故処理のために、事故の内容により事故処理委員会を設置することがある。
- 2 事故処理委員会は、本会役員及び当該単位PTA会長、並びに取扱い代理店及び損害保険会社より構成し、必要に応じて第三者を加えることができる。
 - 3 事故処理委員会は、責任の有無及び被害者への補償金額等を決定する。

(事務局)

- 第12条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 府P事務局が、本会事務局を兼ねる。

(規約の改正)

- 第13条 本会の規約は、常任委員会において過半数の出席者のうち3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

(補則)

- 第14条 本規約の施行に関し必要な事項は別に定める。

(付則)

- 1 本規約は、昭和 53 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 本規約は、平成 18 年 6 月 12 日一部改正
- 3 本規約は、平成 24 年 6 月 1 日一部改正
- 4 本規約は、平成 25 年 3 月 9 日の事務局移転に伴う一部改正
- 5 本規約は、平成 30 年 3 月 3 日一部改正

大阪府P T A安全会による収益の取扱いについての規程

大阪府P T A協議会（以下「府P」という。）は、P T A活動が円滑に運営され健全に発展するためのP T A活動に伴う傷害補償及び損害賠償制度「大阪府P T A安全会」（以下「本会」という。）による収益について、以下のとおり取り扱うことを定める。

（引受保険会社・幹事保険会社・引受割合の見直し）

第1条 引受保険会社、幹事保険会社及びそれらの引受割合については、本会常任委員会において適宜、見直ししなければならない。

（収益の取扱い）

第2条 每年3月末に確定する本会の収益については、本会に係る事務経費を支出し、翌会計年度において国税、府民税及び市民税相当額を差し引いた金額をすべて6月末日までに府Pの一般会計口座へ寄付金として振り込むものとする。

2 振込み手数料は振込額から差し引くものとする。

（保険加入者への説明）

第3条 常任委員会は、保険の掛金の一部が府Pの活動費として利用されることを加入者に周知しなければならない。

（府Pへの寄付金の見直し）

第4条 本会収益の府Pへの寄付金については、常任委員会において隨時検討するものとする。

（活動姿勢）

第5条 常任委員会は、府Pの事業計画・会計の適正に務め、会員に支持される活動を実施しなければならない。

（記録の保全）

第6条 本会に関する事項は、原則として文書により記録し、事務局がこれを管理するものとする。

（雑則）

第7条 この規定に定めなき事項及び重大な状況変化（例えば、保険会社の経営破綻、保険加入者の急激で大幅な増加等）が生じたときは、常任委員会の判断で善処するものとする。

（規程の改正）

第8条 本規程は、常任委員会において、出席者の3分の2以上の賛同を得て改正することができる。

（付則）

- 1 この規程は、平成30年6月16日から施行する。
- 2 この規程の施行の伴い大阪府P T A安全会による収益の取り扱いについての規程（平成21年6月16日制定）は廃止する。

大阪府 P T A 総合保険会規約
(大阪府 P T A 総合保障制度規約)

総合保険会から受領する
「集金事務費」の取扱い
についての規程

大阪府 P T A 総合保険会規約 (大阪府 P T A 保障制度規約)

(名称)

第1条 本会は、大阪府 P T A 総合保険会と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を大阪市都島区片町2丁目2番40号 大発ビル301号に置く。

(目的)

第3条 本会は、大阪府 P T A 協議会会則第6条第1項第6号の趣旨に基づき、目的を次のように定める。

- (1) 会員の子どもの健全な育成に資するため、子どもの傷害保障、育英費用保障及び賠償責任保障対策等を講ずる。
- (2) 会員の傷害補償及び賠償責任補償対策等を講ずる。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 子どもの傷害保障、育英費用保障及び賠償責任保障制度等の企画、審議及び運営事務
- (2) 会員の傷害補償及び賠償責任補償制度等の企画、審議及び運営事務
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

(加入資格)

第5条 本会の加入資格は、大阪府 P T A 協議会（以下「府 P」という。）に所属する会員とし、前条第1項第1号の保険対象者は会員が所属する P T A の当該学校園に在籍する子どもとし、前条第1項第2号の保険対象者は会員とする。

(常任委員)

第6条 本会の常任委員は、府 P の役員がこれを兼ねる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長 1名
副会長 1名
会計 1名

- 2 前項に定める役員は、常任委員の互選とする。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は会計事務を掌り監査を受け、府 P 総会及び常任委員会において決算を報告する。

(会議)

- 第9条 本会の最高決定機関は、常任委員会とする。
- 2 会長は、会長が必要と判断したとき又は常任委員の5分の1以上の者から要求があったときは、すみやかに常任委員会を招集しなければならない。
 - 3 常任委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
 - 4 常任委員会は、会長が議長を務める。
 - 5 議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

(会計及び会計監査)

- 第10条 本会の経費は契約保険会社から受領する集金事務費をもってこれに充てるものとする。
- 2 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - 3 会計監査は、府Pの会計監査委員をもって充てる。
 - 4 会計監査は、会計の帳簿及び書類を閲覧し監査する。
 - 5 会計監査の実施時期については、府Pの一般会計口座又は災害時等基金口座への振込みが終了した後、12月末までに行うものとする。

(事故処理委員会)

- 第11条 損害賠償事故の事故処理のために、事故の内容により事故処理委員会を設置することがある。
- 2 事故処理委員会は、本会役員及び当該単位PTA会長、並びに取扱い代理店及び損害保険会社より構成し、必要に応じて第三者を加えることができる。
 - 3 事故処理委員会は、責任の有無及び被害者への補償金額等を決定する。

(事務局)

- 第12条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 府P事務局が、本会事務局を兼ねる。

(規約の改正)

- 第13条 本会の規約は、常任委員会において過半数の出席者のうち3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

(補則)

- 第14条 本規約の施行に関し必要な事項は別に定める。

(付則)

- 1 本規約は、平成30年3月3日から施行する。
- 2 本規約の制定に伴い、大阪府PTA子ども総合保険会規約及び大阪府PTA保護者総合保険会規約は廃止する。

総合保険会から受領する「集金事務費」の取扱いについての規程

大阪府 P T A 協議会（以下「府 P」という。）は、会員を対象に実施している団体加入保険制度「総合保障制度」（以下「本会」という。）により、引受保険会社から受領する集金事務費について、以下のとおり取り扱うことを定める。

（引受保険会社・幹事保険会社・引受割合の見直し）

第1条 引受保険会社は、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険会社、A I G 損害保険株式会社、株式会社損保ジャパン日本興亜の4社とし、東京海上日動火災保険株式会社を幹事保険会社とする。引受保険会社各社の引受割合については、本会常任委員会において必要に応じて見直しすることができる。

（保険会社から受領する集金事務費の取扱い）

第2条 毎年10月末に保険加入者の概数が決定した後に保険会社から受領する集金事務費から、本会に係る事務経費を支出し、国税・府民税・市民税相当額を差し引いた金額をすべて府 P の一般会計口座に寄付金として振り込むものとする。

- 2 保険会社から受領する集金事務費は、本会の口座を振込先として受領した後、府 P の一般会計口座又は災害時等基金口座へ寄付金として振り込むものとする。
- 3 振込み手数料は振込額から差し引くものとする。

（保険加入者への説明）

第3条 常任委員会は、保険の掛金の一部が府 P の活動費として利用されることを加入者に周知しなければならない。

（府 P への寄付金の見直し）

第4条 本会収益の府 P への寄付金については、常任委員会において隨時検討するものとする。

（活動姿勢）

第5条 常任委員会は、府 P の事業計画・会計の適正に務め、会員に支持される活動を実施しなければならない。

（記録の保全）

第6条 本会に関係する事項は、原則として文書により記録し、事務局がこれを管理するものとする。

（雑則）

第7条 この規定に定めなき事項及び重大な状況変化（例えば、保険会社の経営破綻、保険加入者の急激で大幅な増加等）が生じたときは、常任委員会の判断で善処するものとする。

（規程の改正）

第8条 本規程は、常任委員会において、出席者の3分の2以上の賛同を得て改正することができる。

(付則)

- 1 本規程は、平成30年6月16日から施行する。
- 2 本規程の施行に伴い、子ども総合保険会から受領する「集金事務費」の取り扱いについての規程及び保護者総合保険会から受領する「集金事務費」の取り扱いについての規程は廃止する。
- 3 本規約は、平成30年11月17日一部改正。施行は、平成31（2019）年度募集からとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成30年度分については、なお従前の規定による。

大阪府 P T A 協議会表彰規程

大阪府 P T A 協議会役員等の
慶弔規程

大阪府 P T A 協議会役員等の
旅費規程

大阪府 P T A 協議会表彰規程

第1条 目的

この規程は、P T A本来の目的・性格に照らし、優秀な実績をあげている単位 P T A 及び市町村 P T A（連絡）協議会等を表彰することを目的とする。

第2条 表彰団体

表彰団体の推薦は、各市町村 P T A（連絡）協議会又は大阪府 P T A 協議会役員会において、原則として下記の基準により行う。

推薦団体の活動が、次の事項のうち、特に顕著なものとする。

(ア) 組織運営 (イ) 生涯学習 (ウ) 健全育成 (エ) 人権啓発 (オ) その他

第3条 表彰は大阪府 P T A 研究大会において行う。

第4条 審査は各市町村 P T A（連絡）協議会から提出された書類に基づき選考委員会において決定する。

第5条 選考委員会は役員会をもってあてる。

第6条 記念大会における特別表彰は、そのつど役員会において決める。

附則 平成 11 年 5 月 13 日の役員会で決定

平成 19 年 10 月 4 日の役員会で各地区を各市町村に改正

平成 30 年 6 月 2 日の役員会で表彰対象に市町村 P T A（連絡）協議会を加えること、また、平成 30 年 6 月 30 日の役員会で表彰団体の推薦は大阪府 P T A 協議会役員会も行えるように改正

大阪府 P T A 協議会役員等の慶弔規程

第1条 この規程は、大阪府 P T A 協議会の役員等の慶弔に関する給付について、必要事項を定める。

第2条 給付の種類及び対象は、次のとおりとする。

(1) 死亡弔慰金

- | | | |
|----|---------------------|-----------|
| ア. | 役員等が死亡したとき | 弔電及び 1 万円 |
| イ. | 役員等の配偶者及び子どもが死亡したとき | 弔電及び 5 千円 |
| ウ. | 役員等の父母が死亡したとき | 弔電 |
| エ. | その他関係諸機関の関係者 | 弔電 |

第3条 本規程に定めのない事項について、特に必要な給付が生じたときは、五役会の協議により決定し、役員会に報告する。

第4条 本規程に改廃は、役員会において決定する。

附則 この規程は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

大阪府 P T A 協議会役員等の旅費規程

第1条 大阪府 P T A 協議会の役員等が、下記のような用務を帯びて活動する場合はこの規程により旅費を支給する。

- (1) 公益社団法人日本 P T A 全国協議会、近畿ブロック P T A 協議会の活動に参加するとき。
- (2) 大阪府の行政機関及び社会教育団体等から委嘱や依頼を受け、審議会・協議会・実行委員会などの活動に参加するとき。その他、用務を帯び必要とされる活動に参加するとき。
ただし、上記の機関・団体より規程の謝金や交通費の支給がされた場合はこの限りでは無い。

第2条 旅費の支給を受けるものは次のとおりである。

- (1) 大阪府 P T A 協議会会則第15条に規定する役員（以下「府 P 役員」という）、及び特別顧問
- (2) 大阪府 P T A 協議会委員会・特別委員会の委員で大阪府 P T A 協議会役員会（以下「府 P 役員会」という）が必要と認めた用務を帯びる場合
- (3) 府 P 役員会で別に定め委任を受けたものが用務のため活動する場合
- (4) 表彰者、公益社団法人日本 P T A 全国協議会等の表彰を受賞し、府 P 役員会で必要と認めたもの

第3条 旅費の精算について

(1) 旅費の算出基準について

用務地を大阪府内とするときはその実費を支給する。原則として公共交通機関を利用し最短距離を基本とする。

その他、用務地を他府県とする場合、旅費の計算においては最寄りの停留所・駅を起点とし、同じく帰停留所・駅を終点とする。

鉄道運賃は普通とし、最短距離により旅客運賃表で計算する。ただし100キロメートルを超える場合は急行（新幹線または特別特急）を併せて支給する。

(2) 旅費の請求方法について

所定の旅費請求書に必要事項を記入し提出する。

ただし、大阪府の行政機関・その他、社会教育団体等より委嘱や依頼を受け、審議会・協議会・実行委員会等へ参加した場合は、所定の旅費請求書に「依頼状」・「会規約」等、何れかの書類を添付する。（添付は初回のみ・コピーで可）

第4条 本規程以外に定めのない事項について、特に必要な給付が生じたときは、五役会の協議により決定し、府 P 役員会に報告する。

第5条 本規程の改廃は、府 P 役員会において決定する。

付 記

前記規程と共に公益社団法人日本PTA全国協議会・市町村PTA協議会との申し合せにて、下記の要領にて旅費精算がされる。

① 公益社団法人日本PTA全国協議会関係

- 公益社団法人日本PTA全国協議会が招集する会議への出席
 - －公益社団法人日本PTA全国協議会より支給する。
- 公益社団法人日本PTA全国研究大会の参加費及び旅費
 - －会長が指名したものについては、府Pより支給する。

② 近畿ブロックPTA協議会関係

- 総会及び理事会の旅費、交流会費
 - －理事、代表委員については、府Pより支給する。
- 近畿ブロックPTA研究大会の参加費・交通費・交流会費
 - －会長が指名したものについては、府Pより支給する。

③ 大阪府PTA協議会関係

- 府P主催の定例役員会等への交通費
 - －府P役員及び特別顧問については、府Pより支給する。
- 交流会費
 - －自己負担とする。

④ 表彰者関係

- 日本PTA全国協議会年次表彰者の旅費－3万円までを限度として支給する。
- 全国PTA広報紙コンクール表彰者および近畿ブロック表彰者の旅費
 - －3万円を限度として実費分を全額支給する。

附 則

- 1 この細則は、平成16年8月22日から施行する。
- 2 平成18年6月12日、付記④を追加。
- 3 平成24年6月12日、付記③の定例役員会等への交通費の摘要を訂正。
- 4 平成25年6月15日、一部改正。
- 5 令和3年7月10日から施行する。(改正内容 第2条第2号の大阪府PTA協議会常置委員会を大阪府PTA協議会委員会とする。)

大阪府 P T A 協議会

活動活性化助成事業要領

大阪府PTA協議会活動活性化助成事業要領

1、趣旨

この要領は、大阪府PTA協議会会則第4条の規定に基づき、「子どもたちの健全育成」と「PTA会員相互の研究活動や交流活動・地域活動等」を目的としたPTA活動の活性化を図る活動に対し、大阪府PTA協議会(以下「府P」という。)が支援・奨励のために行う助成について必要な事項を定める。

2、助成対象活動

助成対象活動は、当該年度内に実施される以下のものとする。

- (1) 学校教育の理解・振興のための活動
- (2) 家庭教育の理解・振興のための活動
- (3) 校外の生活指導のための活動
- (4) 地域の教育環境の改善・充実のための活動
- (5) 地区PTA協議会事業を主催又は共催する活動
- (6) その他

PTAのあり方や運営・組織に関する学習活動、会員相互の交流及び資質向上など地域事情に応じた積極的、能動的で特色ある活動及び事業等

3、助成対象団体

助成対象団体は、府Pの構成団体である市町村PTA協議会(以下「市町村P」という。)とする。

4、助成対象経費

助成交付の対象となる経費は、「別表」のとおりとする。

5、助成金の額

第1項 助成金の額は10万円(5万円より増額)を基本とする。

第2項 第1項とは別に、大阪府PTA安全会への各市町村P加入金額(前年加入金額実績)に乗じた5%相当額を上乗せ額とする。ただし、当該年度の府P一般会計予算額により、助成金の額の変更が必要と認められたときは、府P役員会において予算の範囲内で助成金の額を決定する。

第3項 助成金の申請額は、公正かつ最小費用で最大の効果があげられるように経費の効率的な使用に努めるものとする。第1項および第2項の合計額を限度とする。

6、「助成金の申請」と「助成金交付または不交付の決定通知」

第1項 助成を受けようとする市町村Pは、原則として、当該事業の実施2カ月前までに所定の必要書類(様式1、様式2)を府P会長に申請する。府P会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請に係る助成金の交付が本要領及び予算で定めるところにより、助成事業の目的及び金額の算定内容が適正であるかどうか等を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成交付を決定する。助成金の交付が認められないときは、助成金の不交付の決定をするものとする。(決定通知・様式3)

第2項 府P会長は、前項の助成金の交付の決定をする場合において、適正な交付を行う必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をするものとする。(決定通知・様式3)

また、助成金の申請は当該年度内に実施の事業を対象とし、1市町村Pにつき1申請を原則とするが、限度額に達していない場合に限り、複数回に分けて申請できるものとする。但し、事業毎に前項の手順を行うものとする。

7、助成金の交付等

助成金の交付は、原則として助成金の額の確定後に交付するものとする。

確定後の助成金の交付は、市町村Pが開設する金融機関口座に振り込む。なお、行事等のチラシ、実施要項等に「大阪府PTA協議会活動活性化助成事業」である旨を特記するものとする。

8、実施報告

助成事業が完了したとき、または助成事業廃止の承認を受けたときは、活動(行事)毎に助成事業活動報告書(様式4)に書類(様式5)を添えて府P会長に提出するものとする。助成金の交付の決定に係る府Pの会計年度が終了した場合も、また同様とする。

9、助成金の返還

助成金の交付後、市町村Pが申請した活動(事業)が何らかの事情により中止された場合、あるいは大幅な内容変更のあった場合、本規程の助成趣旨または助成内容から逸脱すると判断される場合、あるいは活動(事業)が完了後、助成事業活動報告書等の提出がなかった場合および助成金交付の諸条件が遵守されなかつた場合など、既に交付済みの助成金の返還を求めるものとする。

10、地区PTA活動費の一括請求

第1項 地区PTA活動費相当分については、当該地区内の市町村Pの合意が整えば、幹事市町村協議会(以下「幹事P」という。)が府Pに一括して請求することができる。

第2項 前項の場合、幹事Pは該当市町村Pの合意を得た上で一括請求を行い、府Pは、「7、助成金の交付等」の規定にかかるわらず、幹事Pの指定する口座に必要額の振り込みを行う。幹事Pは、事業終了後の精算報告を行う。

第3項 第1項の請求を行う場合は、幹事Pはできる限り早い時期に府Pに申出るものとする。

第4項 第1項の請求を行う場合は様式6-1、様式6-2で、報告は様式6-3、様式6-4で行うものとする。

11、地区PTA活動についての報告

「10、地区PTA活動の一括請求」によらない場合であっても、当該年度に地区PTA活動を行った場合は様式6-3、様式6-4により報告を行うものとする。

12、本要領の改正

本要領の改正は、府P役員会において行う。ただし、「3、助成対象団体」「4、助成対象経費」「5、助成金の額」のうち、本制度の根幹に関わる事項の改正については、総会の議決を要するものとする。

附則

- 平成16年10月27日の臨時総会の議決により施行するものとする。
- 令和3年6月19日 地区活動費助成事業を廃止し活動活性化助成事業に一本化する。助成事業一本化にともない助成金の額等の一部改正を行う。

附則(令和4年3月12日役員会議決改正)

- この一部改正後の要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月11日役員会議決改正)

- この一部改正後の要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和6年4月1日役員会議決改正)

- この一部改正後の要領は、令和6年4月1日から施行する。

「別表」 助成対象経費

経 費 項 目
謝 金
旅 費
雜 役 務 費
印 刷 製 本 費
通 信 運 搬 費
借 料 損 料
消 耗 品 費
保 險 料
会 議 費
地 区 P T A 活 動 費

(様式 1)

令和 年 月 日

大阪府 P T A 協議会活動活性化助成事業 助成金申請書
大阪府 P T A 協議会 会長様

申請団体

団体名	
代表者氏名	
所在地	
連絡担当者名	
電話番号（連絡先）	

下記の活動（事業）を行いたいので、PTA活動活性化助成金の交付を申請いたします。

活動（事業）

事業名	
事業の実施予定日・期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
事業の趣旨・目的	
事業の概要(内容) ※1・2	
事業費の総額	円
助成金申請額	円

※1 事業計画書または企画書を添付してください。

※2 チラシ・要項等に「大阪府PTA協議会活動活性化助成金事業」と記載してください。

・記載予定の印刷物等の名称をご記入ください。 ()

助成金振込先

銀行名 :
店名 :
預金種類 :
口座番号 :
口座名義(フリガナ) :

(様式2)

申請団体名	
-------	--

予算計画書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予 算 額	備 考
助 成 金 申 請 額		
参 加 費		内訳
他 の 団 体 か ら の 助 成 金		助成団体名
そ の 他		例) 市町村PTA協議会 会計より
合 計	0	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予 算 額	備 考
謝 金		
旅 費		
雑 役 務 費		
印 刷 製 本 費		
通 信 運 搬 費		
借 料 損 料		
消 耗 品 費		
保 険 料		
会 議 費		
地 区 P T A 活 動 費		例) ○○地区PTA活動分担金
合 計	0	

(様式3)

府P発 号
令和 年 月 日

令和6年度 大阪府P T A協議会
活動活性化助成事業 助成金交付決定通知書

様

大阪府P T A協議会
会長
<公印省略>

貴協議会から提出がありました「助成金申請書」について、実施規程に基づき厳正に協議した結果、助成金を交付することを決定しましたので通知します。

なお、助成金は本通知書発行日から1カ月以内に、ご指定の振込先に支払います。

記

1 助 成 事 業 名 _____

2 助 成 対 象 事 業 費 _____ 円

3 助 成 額 _____ 円

4 遵 守 事 項

(1) 助成金を助成事業以外の目的に使用しないこと。

(2) 助成事業を中止、もしくは廃止する場合、助成事業が予定の期間内に完了しない場合、または助成事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに報告して、その指示を受けること。

(3) 助成事業実施にあたり、助成金を受けていることを明らかにすること。

※報告書提出の際に、助成金を受けている旨記載のある要項及びチラシ等の資料を添付すること。

(様式4)

令和 年 月 日

大阪府 P T A 協議会活動活性化助成事業 活動報告書

大阪府 P T A 協議会会长様

団体名		<input type="checkbox"/> 印
代表者氏名		
所在地	〒	
連絡担当者名		
電話番号（連絡先）		

令和 年 月 日付で交付決定を受けた助成金事業が完了しましたので報告します。

事業名	
事業の実施日・期間	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()
参加者数	名 (内 スタッフ 名)
事業内容 効果・今後の課題等	

※活動報告・収支報告書は活動（行事）毎に提出してください。

(様式5)

収支決算明細書

(単位：円)

(収入の部)

科 目	決 算 額	備 考
助成金申請額		
参加費		内訳
他の団体からの助成金		助成団体名
その他の		例) 市町村PTA協議会 会計より
合 計	0	

(支出の部)

科 目	決 算 額	経費の明細	備 考
謝 金			
旅 費			
雑 役 務 費			
印 刷 製 本 費			
通 信 運 搬 費			
借 料 損 料			
消 耗 品 費			
保 険 料			
会 議 費			
地 区 P T A 活 動 費			
合 計	0		

令和 年 月 日

PTA協議会

会長

印

※ 領収書(コピー可)、チラシ等を添付してください。

地区 P T A 活動費 申請書
(大阪府 P T A 協議会活動活性化助成事業)

大阪府 P T A 協議会会长様

地区 P T A 協議会名	
代表者氏名	
所在地	〒
連絡担当者名	
電話番号(連絡先)	

_____地区として、下記の活動(事業)を行いたいので、地区 P T A 活動費(大阪府 P T A 協議会活動活性化助成事業要項の別表助成対象経費項目に記載)の交付を申請いたします。

活動(事業)

事業名	
事業の実施予定日・期間	令和 年 月 日 ()
事業の概要(内容) ・趣旨・目的 ※1・2	
事業費の総額	円
地区内各市町村 P T A 協議会申請額	円
助成金申請額 合計	円

	地区内市町村 P T A 協議会名	会長名	担当者名	チェック欄
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				

助成金振込先

銀行名 :
店名 :
預金種類 :
口座番号 :
口座名義(フリガナ) :

※1 事業計画書または企画書を添付してください。

※2 チラシ・要項等に「大阪府PTA協議会活動活性化助成事業」を特記してください。

(様式6-2)

地区PTA活動費 予算計画書

(単位:円)

(収入の部)

科 目	決 算 額	備 考
拠 出 金		市町村PTA協議会より各()円
繰 越 金		
他の団体からの助成金		助成団体名
そ の 他		
合 計	0	

(支出の部)

科 目	決 算 額	経費の明細	備 考
謝 金			
旅 費			
雑 役 務 費			
印 刷 製 本 費			
通 信 運 搬 費			
借 料 損 料			
消 耗 品 費			
保 険 料			
会 議 費			
そ の 他			
合 計	0		

※ 実施要項、チラシ等を添付してください。

(様式6—3)

令和 年 月 日

地区 P T A 活動費 報告書

大阪府 P T A 協議会会長様

地区協議会名	<input type="text"/>	印
代表者氏名		
所在地	〒	
連絡担当者名		
連絡担当者市町村名		
電話番号（連絡先）		

事業内容 ・事業の実施日・期間 ・効果・今後の課題等	
----------------------------------	--

(様式6-4)

地区PTA活動費収支決算明細書

(単位:円)

(収入の部)

科 目	決 算 額	備 考
拠 出 金		市町村PTA協議会より各()円
繰 越 金		
他の団体からの助成金		助成団体名
そ の 他		
合 計	0	

(支出の部)

科 目	決 算 額	経費の明細	備 考
謝 金			
旅 費			
雑 役 務 費			
印 刷 製 本 費			
通 信 運 搬 費			
借 料 損 料			
消 耗 品 費			
保 険 料			
会 議 費			
そ の 他			
合 計	0		

令和 年 月 日

PTA協議会

会長

印

※ 実施要項、チラシ等を添付してください。

大阪府PTA協議会 令和6(2024)年度 助成上限金額

助成上限額

	名称	活動活性化 (基本分)	活動活性化 (上乗せ)	活動活性化 (合計)	安全会保険料 (R5年)
1	豊中市PTA連合協議会	100,000	61,755	161,755	1,235,100
2	池田市立学校園PTA協議会	100,000	31,490	131,490	629,800
3	箕面市PTA連絡協議会	100,000	49,460	149,460	989,200
4	能勢町PTA協議会	100,000	1,035	101,035	20,700
5	豊能町PTA連絡協議会	100,000	3,680	103,680	73,600
6	吹田市PTA協議会	100,000	121,140	221,140	2,422,800
7	高槻市PTA協議会	100,000	99,530	199,530	1,990,600
8	茨木市PTA協議会	100,000	83,625	183,625	1,672,500
9	摂津市PTA協議会	100,000	22,730	122,730	454,600
10	島本町(立幼稚園・小中学校)PTA連絡協議会	100,000	10,930	110,930	218,600
11	守口市PTA協議会	100,000	0	100,000	0
12	枚方市PTA協議会	100,000	0	100,000	0
13	寝屋川市立学校園PTA協議会	100,000	0	100,000	0
14	大東市PTA協議会	100,000	0	100,000	0
15	門真市PTA協議会	100,000	0	100,000	0
16	四條畷市PTA協議会	100,000	15,825	115,825	316,500
17	交野市PTA協議会	100,000	0	100,000	0
18	東大阪市PTA協議会	100,000	36,435	136,435	728,700
19	八尾市PTA協議会	100,000	68,840	168,840	1,376,800
20	柏原市PTA協議会	100,000	18,345	118,345	366,900
21	富田林市PTA連絡協議会	100,000	3,330	103,330	66,600
22	河内長野市PTA連絡協議会	100,000	15,060	115,060	301,200
23	松原市PTA協議会	100,000	1,205	101,205	24,100
24	羽曳野市PTA連絡協議会	100,000	26,515	126,515	530,300
25	藤井寺市立学校園PTA連絡協議会	100,000	10,330	110,330	206,600
26	大阪狭山市PTA連絡協議会	100,000	13,835	113,835	276,700
27	太子町PTA連絡協議会	100,000	765	100,765	15,300
28	河南町PTA連絡協議会	100,000	995	100,995	19,900
29	千早赤阪村PTA連絡協議会	100,000	285	100,285	5,700
30	堺市PTA協議会	100,000	105,510	205,510	2,110,200
31	泉大津市PTA協議会	100,000	22,210	122,210	444,200
32	和泉市PTA協議会	100,000	55,090	155,090	1,101,800
33	高石市PTA連絡協議会	100,000	16,730	116,730	334,600
34	忠岡町PTA協議会	100,000	4,785	104,785	95,700
35	岸和田市PTA協議会	100,000	39,975	139,975	799,500
36	貝塚市PTA協議会	100,000	26,940	126,940	538,800
37	泉佐野市PTA連絡協議会	100,000	14,805	114,805	296,100
38	泉南市PTA協議会	100,000	15,155	115,155	303,100
39	阪南市PTA協議会	100,000	14,970	114,970	299,400
40	熊取町小・中学校PTA連絡協議会	100,000	14,045	114,045	280,900
41	田尻町PTA連絡協議会	100,000	2,660	102,660	53,200
42	岬町PTA連絡協議会	100,000	1,635	101,635	32,700
合 计		4,200,000	1,031,650	5,231,650	20,633,000

大阪府 P T A 協議会 個人情報取扱規則

大阪府 P T A 協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと、円滑な運営を図るために必要とされる個人情報の取得、利用及び管理について以下のとおり定める。

（目的）

第1条 本会が保有する個人情報において、適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに本会で取り扱う個人情報の取得、利用及び管理の適正に努めるものとする。

（管理者）

第3条 本会における個人情報の管理者は本会会長とする。

（取扱者）

第4条 本会における個人情報の取扱者は本会役員及び事務局員とする。

（守秘義務）

第5条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないものとする。また、その役職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第6条 個人情報を収集するときは、あらかじめ利用目的を定め、会員に公開し本人に明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、要配慮個人情報を収集しないものとする。

（利用目的）

第7条 本会は、次の各号に掲げる利用目的の範囲内で保有する個人情報を取り扱うものとする。

- (1) 郵便または電子メール、S N S その他のインターネット各種媒体を利用した P T A 活動に
関わる連絡及び文書の配布
- (2) 会員への P T A 活動に関わる連絡、出席確認及びアンケート調査
- (3) 本会が主催し、または関係するイベントの案内

（個人情報の利用制限）

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条により限定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

（個人情報の安全管理等）

第9条 本会は、取扱う個人情報の漏洩、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の規定により安全管理措置を適切に講ずるため、本会は、役員並びに事務局員に対し、ウイルスソフト等の情報セキュリティの重要性その他個人情報の取扱いについて、啓発及び教育を実施するものとする。
- 3 取扱者は、個人データの安全確保のため、次の各号に掲げる事項について適正な措置を講じ

なければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざん及び漏洩の防止
- (3) 不要となった個人データの適切かつ速やかな廃棄または消去

4 本会は、個人データの取り扱いの全部または一部を本会以外の者に委託するときは、原則として個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(第三者への提供)

第 10 条 本会は、個人データを第三者へ提供する場合は、当該個人データの本人の同意を得るか、法によって認められた場合または方法によるものとする。

2 本会は、個人データを第三者へ提供する場合は、当該第三者に対し、提供にかかる個人データを本会の許可なくさらに第三者へ提供したり紛失・漏洩したりすることがないよう、その適正な管理を指示するものとする。

3 本会は、個人データを第三者（地方公共団体などを除く）へ提供したときは、個人データの本人の同意があること、当該個人データの提供年月日、当該第三者の氏名または名称、当該個人データの本人の氏名及び当該個人データの項目を記録し、その記録を原則として 3 年間保管する。ただし、当該個人データの第三者への提供に関して作成された契約書等の書面にそれらの事項が記載されているときは、その書面をもって記録に代えることができ、その保管は 1 年間とする。

(第三者からの提供)

第 11 条 本会は、第三者（地方公共団体などを除く）から個人データを受領する際は、当該第三者の氏名または名称、住所及び代表者の氏名並びに当該第三者による当該個人データの取得の経緯を確認しなければならない。

2 本会は、前項の確認を行い、個人情報の提供を受けるときは、当該個人データの本人の同意があることまたはオプトアウトの方法によること（オプトアウトの方法によるとときはそれに関する公表されている項目）、当該個人データの提供を受けた年月日、当該第三者の氏名または名称、住所及び代表者氏名、当該第三者の当該個人データの取得経緯、当該個人データの本人の氏名、当該個人データの項目を記録する。

(第三者提供の制限)

第 12 条 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示等)

第 13 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、訂正、追加又は削除を求められたときは、法令に基づいてこれに応じなければならない。

(漏えい時等の対応)

第 14 条 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告しなければならない。管理者は、報告を受けたときは本件に善処するものとする。

(研修)

第 15 条 本会は、個人情報の取扱者に対して、個人情報保護の取扱いに関する留意事項について定期的に研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 16 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情に対して適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 17 条 本規則は、本会役員会において改正する。

(雑則)

第 18 条 本規則に定めなき事項が生じたときは、本会役員会の判断で善処するものとする。

付則

本規則は、制定日（平成 30 年 3 月 3 日）から施行する。

附則（令和 5 年 3 月 11 日役員会議決改正）

改正後の規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

大阪府 P T A 協議会

後援名義使用承認に関する規程

大阪府 PTA 協議会後援名義使用承認に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育、社会教育、文化及びスポーツ等に係る諸活動でPTA活動の趣旨に沿うもののうち、大阪府PTA協議会の後援名義の使用承認を会長が適切であると認める行事等について、当該承認に必要な手続等を定める。

(申請)

第2条 第1条に定める後援名義使用承認については、主催者（開催責任者）からの事前申請により、会長が審査の上承認を行うものとする。

2 会長は、新規事案については役員会への付議を経た上で、継続事案については専決により、承認するものとする。ただし、継続事案においても内容面で大きな変更があると会長が認める場合には、新規事案として扱う。

(書式、提出期限等)

第3条 使用承認申請書については、別記様式1のとおりとする。

2 主催者（開催責任者）は、名義使用希望日（ポスター、チラシ等に後援名義を記載する場合は印刷発注日）の2週間前までに申請書を提出する必要がある。新規申請の場合は、第2条第2項の役員会付議の日程も踏まえ、会長と協議しなければならない。
3 主催者（開催責任者）は、申請に際し、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に向けた誓約書（別記様式2）を併せて提出する必要がある。

(承認)

第4条 会長は、承認に際し条件を付することができる。承認の通知は別記様式3による。

(報告書の提出)

第5条 開催責任者は、行事等の終了後の翌日から3か月以内に報告書（別記様式4）を会長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 会長は、承認後に後援名義の使用に際し適切でない状況があると認める時は、主催者（開催責任者）に隨時報告を求め、場合により後援名義使用中止の勧告を行うことができる。
2 この規程の改廃は、役員会において行う。
3 この規程に定めのない細部事項については、会長が定める。

附 則 この規程は、令和3年11月1日から施行する。

<別記様式1>

大阪府PTA協議会後援名義使用承認申請書

年 月 日

大阪府PTA協議会会长

様

主催者（開催責任者）

団体名

代表者職・氏名

このたび、下記行事を開催するにあたり、大阪府PTA協議会の後援名義の使用承認について、関係書類を添えて申請します。

申請区分		※該当する項目を○で囲んでください 新規 継続（郵送可：前回承認番号： 年 月 日 第 号）
行事の概要等	開催趣旨	
	行事名	
	実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (名義使用開始(広報)予定日： 年 月 日)
	実施場所	施設名 所在地
	共催者名称	
	後援又は協賛 団体の名称	<後援団体名> <協賛団体名>

参加対象	
参加予定 人数	<参加者・出場者等> <見学者・観覧者等>
募集方法	
参加負担金	(参加費、入場料、出品料、出店料等)
後援名義の使 用範囲	※該当するものすべてにチェックをしてください。(複数選択可) <input type="checkbox"/> チラシ・ポスター・ホームページ等広報媒体への掲載 <input type="checkbox"/> 行事会場内での掲示 <input type="checkbox"/> 当日の配付物への掲載 <input type="checkbox"/> その他 ()
問い合わせ先 書類送付先	※平日に連絡の取れる方を記入してください。 ・住所 〒 ・名前 ・TEL ・E-mail ・FAX

【添付資料について】

- (1)主催者の規則、会則、定款、寄付行為、役員名簿
(2)事業計画書、開催要項・実施要項、プログラム
(3)収支予算書 等

<別記様式2>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた誓約書

イベント等を開催する際は、開催日の状況を確認の上、専門家の
知見を踏まえ行政、業界団体等により作成された感染拡大予防ガイ
ドラインを遵守し、感染防止対策を行います。

令和 年 月 日

団体名

代表者名

<別記様式3>

文書番号
年月日

申請団体代表者あて

会長名

大阪府PTA協議会の後援名義使用の承認について

年　　月　　日付け文書にて貴団体から申請がありました下記事業に
係る本協議会後援名義使用については、これを承認します。

記

- 1 行事名
- 2 開催日時
- 3 実施場所
- 4 条件 (記載例) 大阪府PTA協議会後援名義使用承認に関する規程
第5条に基づく報告書を提出して下さい。
- 5 その他 (記載例) 同時に申請のあった賞状下付についても承認しま
す。

<別記様式4>

大阪府PTA協議会後援名義使用承認事業報告書

年 月 日

大阪府PTA協議会会長

様

主催者（開催責任者）

団体名

代表者職・氏名

年 月 日付け 号で承認を受けた行事等が下記のとおり終了しましたので、
報告します。

行事名			
実施期間	年 月 日～	年 月 日	
実施場所	施設名		
共催者名称			
後援又は協賛等の名称	<後援団体名> <協賛団体名>		
事業の成果			
参加状況	<参加者・出場者> <見学者・観覧者>	人] 合計人数 人]	人
問い合わせ先 書類送付先	※平日に連絡の取れる方を記入してください。 ・住所〒 ・名前 ・TEL ・E-mail ・FAX		

【添付資料について】

- (1) 後援名義が記載されている資料（ポスター、プログラム、広報誌等）
(2) 収支決算書 等

令和6(2024)年度版

大阪府PTA協議会 会則・諸規程



発行 大阪府PTA協議会

ホームページ2次元コード

〒534-0025

大阪市都島区片町2-2-40 大発ビル301

TEL : 06-6949-8300 FAX : 06-6949-8301

e-mail : tunagaru.fu.p@osaka-pta.jp
